

■募集要項に関する新旧対照表

No.	書類名	頁	項目名	原文(令和3年11月1日公表時)	修正頁	修正文												
1	募集要項	3	用語定義	特定事業契約 「本事業において締結する、 <u>基本協定書</u> 、基本契約書、設計・建設工事請負契約書及び維持管理委託契約書をいう。」	3	特定事業契約 「本事業において締結する、 基本協定書 、基本契約書、設計・建設工事請負契約書及び維持管理委託契約書をいう。」												
2	募集要項	9	事業範囲 (事業者)	<事業者の業務範囲> ①大規模改修工事業務 (ア)設計業務 (イ)調査業務 (ウ)建設業務 ②維持管理業務 (ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理業務 (エ)映像ドーム保守管理業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務	9	<事業者の業務範囲> ①大規模改修工事業務 (ア)設計業務 (イ)建設業務 ※(ア)、(イ)は調査業務を含む ②維持管理業務 (ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理支援業務 (エ)映像ドーム保守管理支援業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務												
3	募集要項	9	事業範囲 (指定管理者)	<指定管理者の業務範囲> ①維持管理業務 (ア)秩序保持・安全確保・非常事態対応業務 (イ)日常点検業務 (ウ)夜間管理業務 (エ)備品等保守管理業務 ②施設運営業務 (ア)館営業業務 (イ)文化振興事業		<指定管理者の業務範囲> ①開業準備業務 (ア)開業準備業務 ②維持管理業務 (ア)秩序保持・安全確保・非常事態対応業務 (イ)日常点検業務 (ウ)舞台設備保守管理業務 (エ)映像ドーム保守管理業務 (オ)夜間管理業務 (カ)備品等保守管理業務 ③施設運営業務 (ア)館営業業務 (イ)文化振興事業												
4	募集要項	16	募集要項に関する第2回質問回答	上記(6)で受け付けた質問に対する回答は、令和4年1月10日(金)(予定)に市ホームページにて公表する。	16	上記(6)で受け付けた質問に対する回答は、令和4年1月11日(火)(予定)に市ホームページにて公表する。												
5	募集要項	16	提案審査書類等の受付	令和4年2月25日(火)から令和4年2月28日(金)午後4時まで		令和4年2月25日(金)から令和4年2月28日(月)午後4時まで												
6	募集要項	20	事業範囲	表 市が支払う対価の構成 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">対価の構成</th> <th style="width:50%;">対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模改修工事業務に係る対価</td> <td>(ア)設計業務 (イ)調査業務 (ウ)建設業務</td> </tr> <tr> <td>維持管理業務に係る対価</td> <td>(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理業務 (エ)映像ドーム保守管理業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務</td> </tr> </tbody> </table>	対価の構成	対象業務	大規模改修工事業務に係る対価	(ア)設計業務 (イ)調査業務 (ウ)建設業務	維持管理業務に係る対価	(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理業務 (エ)映像ドーム保守管理業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務	20	表 市が支払う対価の構成 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">対価の構成</th> <th style="width:50%;">対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模改修工事業務に係る対価</td> <td>(ア)設計業務 (イ)建設業務 ※(ア)、(イ)は調査業務を含む</td> </tr> <tr> <td>維持管理業務に係る対価</td> <td>(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理支援業務 (エ)映像ドーム保守管理支援業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務</td> </tr> </tbody> </table>	対価の構成	対象業務	大規模改修工事業務に係る対価	(ア)設計業務 (イ)建設業務 ※(ア)、(イ)は調査業務を含む	維持管理業務に係る対価	(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理支援業務 (エ)映像ドーム保守管理支援業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務
対価の構成	対象業務																	
大規模改修工事業務に係る対価	(ア)設計業務 (イ)調査業務 (ウ)建設業務																	
維持管理業務に係る対価	(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理業務 (エ)映像ドーム保守管理業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務																	
対価の構成	対象業務																	
大規模改修工事業務に係る対価	(ア)設計業務 (イ)建設業務 ※(ア)、(イ)は調査業務を含む																	
維持管理業務に係る対価	(ア)建築物保守管理業務 (イ)建築設備保守管理業務 (ウ)舞台設備保守管理支援業務 (エ)映像ドーム保守管理支援業務 (オ)環境衛生管理業務 (カ)簡易修繕業務																	

■要求水準書に関する新旧対照表

No.	書類名	頁	項目名	原文(令和3年11月1日公表時)	修正頁	修正文																																								
1	要求水準書改修編	—	目次		—	(ページ数変更)																																								
2	要求水準書改修編	7	維持管理業務	(3)維持管理業務	7	(3)維持管理業務 別紙「要求水準書—維持管理編」を参照																																								
3	要求水準書改修編	10	かし担保	かしの有無については、適時かし検査を行い、その結果に基づいて判定するものとする。	10	かしの有無については、適時かし検査を行い、その結果に基づいて判定するものとする。 なお、本書で用いている「かし」は、2020年4月改正の民法における「契約不適合」と同義である。																																								
4	要求水準書改修編	10	施工のかし担保	(2)施工のかし担保 (7)建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備、舞台設備を含む)のかし担保期間は引渡後3年とする。但し、本市と事業者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。	10	(2)施工のかし担保 (7)建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備、舞台設備を含む)のかし担保期間は引渡後2年とする。但し、本市と事業者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。																																								
5	要求水準書改修編	12	劣化診断調査報告	事業者は、事業期間の終了前に、文化会館建物及び設備等について劣化診断を行い、概ね10年の期間に必要な改修工事を算出して本市に報告すること。	12	事業者は、事業期間の終了前に、文化会館建物及び設備等について劣化診断を行い、概ね10年の期間に必要な修繕費を算出して本市に報告すること。																																								
6	要求水準書改修編	19	(2)電気設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>ITV設備</td> <td>更新周期を超過しているため更新すること。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>表示設備</td> <td>舞台脇にLED表示装置を設置し、来場者への案内や遊覧誘導を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>時計設備</td> <td>撤去すること。ただし、見えない配線等は残置で良い。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>照明器具設備</td> <td>全館LED照明に改修すること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	6	ITV設備	更新周期を超過しているため更新すること。	7	表示設備	舞台脇にLED表示装置を設置し、来場者への案内や遊覧誘導を行うこと。	8	時計設備	撤去すること。ただし、見えない配線等は残置で良い。	9	照明器具設備	全館LED照明に改修すること。	19	(削除)																										
項目	要求水準																																													
6	ITV設備	更新周期を超過しているため更新すること。																																												
7	表示設備	舞台脇にLED表示装置を設置し、来場者への案内や遊覧誘導を行うこと。																																												
8	時計設備	撤去すること。ただし、見えない配線等は残置で良い。																																												
9	照明器具設備	全館LED照明に改修すること。																																												
7	要求水準書改修編	20	(4)舞台設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>舞台音響</td> <td>音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	3	舞台音響	音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。	20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>舞台音響</td> <td>音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)</td> <td>非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	3	舞台音響	音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。	4	聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)	非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。																											
項目	要求水準																																													
3	舞台音響	音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。																																												
項目	要求水準																																													
3	舞台音響	音響調整卓及び周辺機器を更新すること。 イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。 ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。 エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク用品を更新すること。 オ ホールITV設備を増設、更新すること。 カ 映像設備を更新すること。 キ 聴覚者支援システムを新設すること。																																												
4	聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)	非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。																																												
8	要求水準書改修編	20	(5)聴覚障害者対応緊急案内表示装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)</td> <td>非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求水準	1	聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)	非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。	20	(削除)																																			
項目	要求水準																																													
1	聴覚障害者対応緊急案内表示装置(LED緊急視覚表示装置)	非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。 イ 表示案内送出装置、LED表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。																																												
9	要求水準書改修編	28	工 建具改修工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>建具記号</th> <th>W×H</th> <th>整備水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1F 前室</td> <td>SD-30</td> <td>両開き 2000×2020</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>SD-31</td> <td>両開き 2000×2020</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1F 舞台</td> <td>SD-3</td> <td>両開き 1520×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>SD-4</td> <td>両開き 1395×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>SD-36</td> <td>両開き 1500×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>1F ピアノ庫</td> <td>SD-19</td> <td>両開き 2400×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>1F 機械室</td> <td>SD-26</td> <td>片開き 900×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>1F 倉庫</td> <td>SD-40</td> <td>両開き 2400×2000</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2F 前室</td> <td>SD-30</td> <td>両開き 2000×2020</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> <tr> <td>SD-30</td> <td>両開き 2000×2020</td> <td>建具調整、ストッパーの設置</td> </tr> </tbody> </table>	場所	建具記号	W×H	整備水準	1F 前室	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置	SD-31	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置	1F 舞台	SD-3	両開き 1520×2000	建具調整、ストッパーの設置	SD-4	両開き 1395×2000	建具調整、ストッパーの設置	SD-36	両開き 1500×2000	建具調整、ストッパーの設置	1F ピアノ庫	SD-19	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置	1F 機械室	SD-26	片開き 900×2000	建具調整、ストッパーの設置	1F 倉庫	SD-40	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置	2F 前室	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置	28	(削除)
場所	建具記号	W×H	整備水準																																											
1F 前室	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置																																											
	SD-31	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置																																											
1F 舞台	SD-3	両開き 1520×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
	SD-4	両開き 1395×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
	SD-36	両開き 1500×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
1F ピアノ庫	SD-19	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
1F 機械室	SD-26	片開き 900×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
1F 倉庫	SD-40	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置																																											
2F 前室	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置																																											
	SD-30	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置																																											
10	要求水準書改修編	35	(5)表示設備	(5)表示設備 緊急時の聴覚不自由者のために、けやきホールの舞台の両袖にLED表示装置を新設する。	35	(削除)																																								
11	要求水準書改修編	61	イ改修実施設計及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	a 事業者は、 事業契約書 、本要求水準書、事業提案書に基づいて実施設計を実施すること。なお、実施設計は事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。	61	a 事業者は、 特定事業契約書 、本要求水準書、事業提案書に基づいて実施設計を実施すること。なお、実施設計は事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。																																								
12	要求水準書改修編	64	ウ改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	(7)事業者は、 事業契約書 、本要求水準書、事業提案書、実施設計図書及び施工計画書等に基づいて、本施設の改修工事を自己の責任において実施すること。	64	(7)事業者は、 特定事業契約書 、本要求水準書、事業提案書、実施設計図書及び施工計画書等に基づいて、本施設の改修工事を自己の責任において実施すること。																																								
13	要求水準書維持管理編	—	表紙	要求水準書(案) —維持管理編— 令和3年10月	—	要求水準書 —維持管理編— 令和3年11月1日																																								

■要求水準書に関する新旧対照表

No.	書類名	頁	項目名	原文(令和3年11月1日公表時)	修正頁	修正文
14	要求水準書 維持管理編	—	目次		—	(ページ数変更)
15	要求水準書 維持管理編	6	13 守秘義務	13 守秘義務 維持管理企業は、守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。		13 守秘義務 維持管理企業は、守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
16	要求水準書 維持管理編	10	3. 定期点検要領	3) 報告書の作成 「2. 適用基準及び図書等」(1)～(5)による。	10	3) 報告書の作成 「2. 適用基準及び図書等」1)～4)による。
17	要求水準書 維持管理編	22、24	表番号	表2-1 点検、測定及び試験の基準(2/2) 表2-2 工事期間中に関する点検の基準	22、24	表2-2 点検、測定及び試験の基準(2/2) 表2-3 工事期間中に関する点検の基準
18	要求水準書 維持管理編	39	サ 地下タンク及び埋設配管漏洩検査業務	2) 検査方法	39	(削除)
19	要求水準書 維持管理編	45	舞台設備保守管理業務	(4)舞台設備保守管理業務 ア 共通事項 事業者は 事業契約書 に定められた所要の 舞台機構 ・舞台設備の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるように、 点検 、 保守 、 保全 等を実施する。	45	(4)舞台設備保守管理 支援 業務 ア 共通事項 事業者は 特定事業契約書 に定められた所要の 舞台設備等 の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるように、 点検 等を実施する。 指定管理者が実施すべき点検、保守、保全等に関する事項を明確にし、指定管理者を支援する。
20	要求水準書 維持管理編	45	イ 舞台機構設備保守点検業務 (ア)実施方針	イ 舞台機構設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の舞台設備が、常に正常な状態で運用できるように、 検査及び保守点検を行ない、検査及び保守点検に必要な専門技術員を派遣するものとする。	45	イ 舞台機構設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の舞台設備が、常に正常な状態で運用できるように、 指定管理者が実施すべき検査及び保守点検を明確にし、指定管理者を支援する。
21	要求水準書 維持管理編	45～48	イ 舞台機構設備保守点検業務 (イ)要求水準	一式	45	(削除)
22	要求水準書 維持管理編	49	ウ 舞台音響設備保守点検業務 (ア)実施方針	ウ 舞台音響設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の音響設備が、常に正常な状態で運用できるように、 検査及び保守点検を行ない、検査及び保守点検に必要な専門技術員を派遣すること。	45	ウ 舞台音響設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の音響設備が、常に正常な状態で運用できるように、 指定管理者が実施すべき検査及び保守点検を明確にし、指定管理者を支援する。
23	要求水準書 維持管理編	49～55	ウ 舞台音響設備保守点検業務 (イ)要求水準	一式	45	(削除)
24	要求水準書 維持管理編	56	エ 舞台照明設備保守点検業務 (ア)実施方針	エ 舞台照明設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の舞台照明設備が、常に正常な状態で運用できるように、 検査及び保守点検を行ない、検査及び保守点検に必要な専門技術員を派遣すること。	45	エ 舞台照明設備保守点検業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の舞台照明設備が、常に正常な状態で運用できるように、 指定管理者が実施すべき検査及び保守点検を明確にし、指定管理者を支援する。
25	要求水準書 維持管理編	56～57	エ 舞台照明設備保守点検業務 (イ)要求水準	一式	45	(削除)
26	要求水準書 維持管理編	—	聴覚障害緊急案内表示装置	—	45-46	オ 聴覚障害者対応緊急案内表示装置保守管理業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の聴覚障害者対応緊急案内表示装置が、常に正常な状態で運用できるように、 日常点検を行ない、不具合を発見した場合は速やかに市及び指定管理者へ報告するものとする。 (イ)要求水準 1. 対象機器 1 LED表示装置 2 専用電源盤 3 制御装置 2. 業務内容 1) 点検回数 適宜 2) 点検内容 a 各機器について目視による外観点検を実施する。 3) 点検項目 a LED表示装置 b 専用電源盤 c 制御装置
27	要求水準書 維持管理編	58	映像ドーム保守管理業務 (ア)実施方針	映像ドーム保守管理業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の映像ドーム内の投影機器が、常に正常な状態で運用できるように、 点検、検査、保守をおこない点検に必要な専門技術員を派遣するものとする。	47	(5)映像ドーム保守管理 支援 業務 (ア)実施方針 鈴鹿市文化会館の映像ドーム内の投影機器が、常に正常な状態で運用できるように、 指定管理者が実施すべき点検、検査、保守を明確にし、指定管理者を支援する。

■要求水準書に関する新旧対照表

No.	書類名	頁	項目名	原文(令和3年11月1日公表時)	修正頁	修正文																																																																																																																																																																										
28	要求水準書 維持管理編	58	映像ドーム保守管理業務 (イ)要求水準	一式	47	(削除)																																																																																																																																																																										
29	要求水準書 維持管理編	60~61	図番号	p60 1. 対象箇所 1) 図0-1、図0-2に示す箇所とする。 2. 業務内容 1) 実施回数 a 樹木剪定:1年づつ図0-1に示す区域を分けて実施する。 P61 図0-1 樹木剪定業務委託図面 図0-2 除草等業務委託(剪定、処理)及び除草図面	49~50	p49 1. 対象箇所 1) 図7-1、図7-2に示す箇所とする。 2. 業務内容 1) 実施回数 a 樹木剪定:1年づつ図7-1に示す区域を分けて実施する。 P50 図7-1 樹木剪定業務委託図面 図7-2 除草等業務委託(剪定、処理)及び除草図面																																																																																																																																																																										
30	要求水準書 維持管理編	62, 63	ウ 清掃業務	p60 2. 実施回数 館内市文化会館は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定められた特定建築物となるため、当該法律などに基づいて以下の業務を実施する。 ・日常清掃 : 便所、湯沸室、喫煙所等の清掃・ごみ収集 毎日 ・日常巡回清掃: ホール、会議室等清掃・ごみ収集 毎週(随時) ・定期清掃 : 床面清掃及びワックス掛け(2回塗り) 6回/年(隔月) p61 ① 弾性床: 床面清掃及びワックス掛け(年4回) a モップ等で除塵し、床面に洗剤を使用し、既存ワックスの表層をフロアマシンで洗浄する。 b 上記作業後、十分乾燥させ、樹脂ワックスを2回塗布して仕上げをすること。 ② 硬質床: 床面清掃(年6回、隔月) a モップ等で除塵し、床面に洗剤で洗浄する。 b 上記作業後、十分乾燥させ、仕上げをすること。 ③ 繊維床: 床面清掃(年6回、隔月) a 掃除機等で除塵し、状況に応じて床面を洗剤で洗浄する。	51, 52	p51 2. 実施回数 館内市文化会館は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定められた特定建築物となるため、当該法律などに基づいて以下の業務を実施する。 ・日常清掃 : 便所、湯沸室、喫煙所等の清掃・ごみ収集 毎日 ・日常巡回清掃: ホール、会議室等清掃・ごみ収集 毎週(随時) ・定期清掃 : 床面清掃及びワックス掛け(2回塗り) 2回/年 p52 ① 弾性床: 床面清掃及びワックス掛け(年2回) a モップ等で除塵し、床面に洗剤を使用し、既存ワックスの表層をフロアマシンで洗浄する。 b 上記作業後、十分乾燥させ、樹脂ワックスを2回塗布して仕上げをすること。 ② 硬質床: 床面清掃(年2回) a モップ等で除塵し、床面に洗剤で洗浄する。 b 上記作業後、十分乾燥させ、仕上げをすること。 ③ 繊維床: 床面清掃(年2回) a 掃除機等で除塵し、状況に応じて床面を洗剤で洗浄する。																																																																																																																																																																										
31	要求水準書 維持管理編	62, 63 65~67	図番号	p62 1. 対象範囲 1) 図0-1~図0-6に示す箇所とする。 1) 日常清掃業務 文化会館開館日に必要な人員を配置し、別紙清掃実施箇所にしたがって業務を行い、実施報告書(日報)を指定管理者へ毎日提出すること。 P63 3) 定期清掃 必要人員を派遣し、下記の清掃をそれぞれの回数、別紙清掃実施箇所にしたがって行うこと。 P65~67 図0-1 清掃業務委託図面(1/6) 図0-2 清掃業務委託図面(2/6) 図0-3 清掃業務委託図面(3/6) 図0-4 清掃業務委託図面(4/6) 図0-5 清掃業務委託図面(5/6) 図0-6 清掃業務委託図面(6/6)	51, 52 54~56	p51 1. 対象範囲 1) 図0-1~図0-6に示す箇所とする。 1) 日常清掃業務 文化会館開館日に必要な人員を配置し、図0-1~図0-6の清掃実施箇所にしたがって業務を行い、実施報告書(日報)を指定管理者へ毎日提出すること。 P52 3) 定期清掃 必要人員を派遣し、下記の清掃をそれぞれの回数、図0-1~図0-6の清掃実施箇所にしたがって行うこと。 P54~56 図0-1 清掃業務委託図面(1/6) 図0-2 清掃業務委託図面(2/6) 図0-3 清掃業務委託図面(3/6) 図0-4 清掃業務委託図面(4/6) 図0-5 清掃業務委託図面(5/6) 図0-6 清掃業務委託図面(6/6)																																																																																																																																																																										
32	要求水準書 維持管理編	64	見出し	A 開館日の作業については、維持管理企業の負担において制服・名札を着用させ、一般の文化会館利用者に清掃員であることをわかり易く示し、無用のトラブルを防止すること。	53	a 開館日の作業については、維持管理企業の負担において制服・名札を着用させ、一般の文化会館利用者に清掃員であることをわかり易く示し、無用のトラブルを防止すること。																																																																																																																																																																										
33	要求水準書 維持管理編	72	図番号	表10-1 修繕等区分表 表10-2 役割分担表	61	表0-1 修繕等区分表 表0-2 役割分担表																																																																																																																																																																										
34	要求水準書 維持管理編	72	役割分担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務項目</th> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">役割分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">維持管理業務</td> <td>1</td> <td>建築物保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築物設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1) 非常用電気工作物保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4) コントラクト保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>6) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>7) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>8) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>9) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>11) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務</td> <td>14</td> <td>1) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>2) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>3) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>4) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>5) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>6) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 実施 △ 協議して決定</p>	業務項目	NO	業務内容	役割分担		市	指定管理者	維持管理業務	1	建築物保守管理業務	○	○	2	建築物設備保守管理業務	○	○	3	1) 非常用電気工作物保守管理業務	○	○	4	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	5	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	6	4) コントラクト保守管理業務	○	○	7	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	8	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	9	7) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	10	8) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	11	9) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	12	10) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	13	11) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	維持管理業務	14	1) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	15	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	16	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	17	4) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	18	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	19	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	61	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務項目</th> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">役割分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">維持管理業務</td> <td>1</td> <td>建築物保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築物設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1) 非常用電気工作物保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>4) コントラクト保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>6) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>7) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>8) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>9) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>11) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務</td> <td>14</td> <td>1) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>2) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>3) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>4) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>5) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>6) 非常用電気設備保守管理業務</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 実施 △ 協議して決定 ● 維持管理業者は指定管理者が行う保守管理業務を支援するものとし、支援内容は協議して決定 △ 協議して決定</p>	業務項目	NO	業務内容	役割分担		市	指定管理者	維持管理業務	1	建築物保守管理業務	○	○	2	建築物設備保守管理業務	○	○	3	1) 非常用電気工作物保守管理業務	○	○	4	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	5	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	6	4) コントラクト保守管理業務	○	○	7	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	8	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	9	7) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	10	8) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	11	9) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	12	10) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	13	11) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	維持管理業務	14	1) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	15	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	16	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	17	4) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	18	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○	19	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○
業務項目	NO	業務内容	役割分担																																																																																																																																																																													
			市	指定管理者																																																																																																																																																																												
維持管理業務	1	建築物保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	2	建築物設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	3	1) 非常用電気工作物保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	4	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	5	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	6	4) コントラクト保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	7	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	8	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	9	7) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	10	8) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	11	9) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	12	10) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	13	11) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
維持管理業務	14	1) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	15	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	16	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	17	4) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	18	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	19	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
業務項目	NO	業務内容	役割分担																																																																																																																																																																													
			市	指定管理者																																																																																																																																																																												
維持管理業務	1	建築物保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	2	建築物設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	3	1) 非常用電気工作物保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	4	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	5	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	6	4) コントラクト保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	7	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	8	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	9	7) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	10	8) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	11	9) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	12	10) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	13	11) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
維持管理業務	14	1) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	15	2) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	16	3) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	17	4) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	18	5) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												
	19	6) 非常用電気設備保守管理業務	○	○																																																																																																																																																																												